市第 119 号議案

特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例 (番号)

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 特定非営利活動促進法施行条例(平成24年2月横浜市条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第31条の2」に改める。

第4章中第32条の前に次の1条を加える。

(情報通信技術を利用する方法による手続)

- 第31条の2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条から第8条までの規定に基づき、法第74条に規定する手続を電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項は、規則で定める。
- 2 第4条第2項、第16条各項、第18条及び第24条の規定による書類の提出については、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法であって規則で定めるものをもって行うことができる。

市第 119 号

附則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

提案理由

特定非営利活動法人等が行う提出等並びに横浜市が行う通知等及 び縦覧等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正したいので提案する。

参考

特定非営利活動促進法施行条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

目次

(第1章から第3章まで省略)

第4章 雑則 (第31条の2 — 第35条)

(附則省略)

(情報通信技術を利用する方法による手続)

- 第31条の2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第 151 号)第6条から第8条までの規定に基づき、法第74条に規定する手続を電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について必要な事項は、規則で定める。
- 2 第4条第2項、第16条各項、第18条及び第24条の規定による書類の提出については、これらの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法であって規則で定めるものをもって行うことができる。